



埼玉県報

第372号
令和4年(2022年)
12月16日
金曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 毛呂山・越生都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 加須都市計画事業正能・戸崎地区土地区画整理事業の換地処分公告 (市街地整備課)
- 桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出 (市街地整備課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し (出納総務課)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定 (川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)
- 令和4年12月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等 (選挙管理委員会)

令和4年(2022年)12月16日

- 監査結果の公表 (監査第二課)
- 措置通知の公表 (監査第二課)

告示

埼玉県告示第千三百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンモール株式会社 代表取締役 岩村康次

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンモール株式会社 代表取締役 岩村康次

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計二者

ハ 変更年月日

令和五年八月六日

ニ 届出年月日

令和四年十二月五日

二 縦覧期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千三百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四八〇〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四八〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一九八七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二一〇六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 五五八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 五七五立方メートル

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前零時から翌午前零時 外

（変更後）午前零時から翌午前零時 外

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 十五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 十六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前零時から翌午前零時 外

（変更後）午前零時から翌午前零時 外

ハ 変更年月日

令和五年八月六日

ニ 届出年月日

令和四年十二月五日

二 縦覧期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フロンティアビル

埼玉県東松山市大字石橋千五百八十五番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ビバホーム東松山インター店

埼玉県東松山市大字石橋千五百八十五番一外

（変更後） フロンティアビル

埼玉県東松山市大字石橋千五百八十五番一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ビバホーム 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後） 未定

ハ 変更年月日

令和四年三月三十一日

ニ 届出年月日

令和四年十一月二十八日

二 縦覧期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム上里本店

埼玉県児玉郡上里町大字神保原字北稻塚千八百四十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

株式会社ベイシア 代表取締役 高山正雄

群馬県伊勢崎市下道寺五百十番地

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁

群馬県前橋市亀里町九百番地

ハ 変更年月日

令和四年七月四日外

ニ 届出年月日

令和四年十一月二十八日

二 縦覧期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム上里本店

埼玉県児玉郡上里町大字神保原字北稻塚千八百四十五

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五二五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三四六台

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 十一か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 十一か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和五年七月二十九日

ニ 届出年月日

令和四年十一月二十八日

二 縦覧期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス石橋店

埼玉県東松山市石橋千五百九十三番二十二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年七月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百九十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年十一月二十八日

二 縦覧期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フーコット深谷

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十五番地二

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社フーコット 代表取締役 新井紀明

埼玉県比企郡小川町大字小川四百六十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社フーコット 代表取締役 新井紀明

埼玉県比企郡小川町大字小川四百六十番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年八月三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年十二月二日

二 縦覧期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー深谷上野台店建替計画

埼玉県深谷市上野台三千二十八番地一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社神藤商事 代表取締役 神藤信弘

埼玉県深谷市上野台三千百六十三番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二者

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年八月三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五百四十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一四五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年十二月二日

二 縦覧期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月十六日から令和五年四月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百十七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（空中写真撮影）

二 作業地域

熊谷市、行田市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、寄居町

三 作業期間

令和五年一月十七日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十八号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

令和四年十一月二十九日から令和五年三月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千三百十九号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量）

三 作業地域

三郷市彦成三丁目外

四 作業期間

令和四年十一月五日から令和五年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

鴻巣市人形地区

四 作業期間

令和四年十一月二十五日から令和五年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十一号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

鶴ヶ島市全域

四 作業期間

令和四年十二月十三日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

坂戸市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

三 作業地域

坂戸市全域

四 作業期間

令和四年十二月十五日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十三号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真）

三 作業地域

日高市全域

四 作業期間

令和四年十二月二十日から令和五年三月十七日まで

告示

埼玉県告示第千三百二十四号

測量計画機関であるときがわ町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

ときがわ町

二 作業種類

公共測量（カラーデジタル航空写真）

三 作業地域

ときがわ町全域

四 作業期間

令和四年十二月十五日から令和五年三月十七日まで

告示

埼玉県告示第千三百二十五号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真）

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

令和四年十二月一日から令和五年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十六号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

入間市大字南峯、寺竹地内

四 作業期間

令和四年十月十三日から令和五年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十七号

令和四年埼玉県告示第八百一十一号で公示した公共測量は、令和四年十月三十一日終了した旨測量計画機関である美里町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

鳩山町から毛呂山・越生都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により正能・戸崎地区土地区画整理事業共同施行者から加須都市計画事業正能・戸崎地区土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百三十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

退任した理事の氏名及び住所

森 谷 金 治 埼玉県桶川市上日出谷南一丁目三十四番地の四

告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

一 令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県所沢市並木二丁目四番一 有限会社ケープランニング

二 取消年月日

令和四年十一月三十日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年十二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年十二月一日

川建セ第二八一号

二 検査済証番号

令和四年十二月十二日

川建セ第〇四〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字水久保千八百七十七番外十四筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

埼玉県公営企業管理者 北島 通次

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和四年十二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

	第四号	指定番号	第四号	指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号	指定の年月日	令和四年十二月五日	指定に係る道路の位置	埼玉県飯能市大字双柳千十二一、千十二一三の各一部	指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十四・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇
		指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号	指定の年月日	令和四年十二月五日	指定に係る道路の位置	埼玉県飯能市大字双柳九百五十六、九百五十七、千六一五、千六一七の各一部	指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十五・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇		
		指定に係る道路の位置	埼玉県飯能市大字双柳八百八十二一、九百四十一二	指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十四・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇						
		指定に係る道路の位置	埼玉県飯能市大字双柳八百八十一一、八百八十二一、九百四十一一五、九百四十二一、九百四十二二、九百四十二三、九百四十二四、九百四十二五、九百四十二六、九百四十二七、九百四十二八、九百四十二九、九百四十三一、九百四十三二、九百四十三三、九百四十三四、九百四十三五、九百四十三六、九百四十三七、九百四十三八、九百四十三九、九百四十四一、九百四十四二、九百四十四三、九百四十四四、九百四十四五、九百四十四六、九百四十四七、九百四十四八、九百四十四九、九百四十五一、九百四十五二、九百四十五三、九百四十五四、九百四十五五、九百四十五六、九百四十五七、九百四十五八、九百四十五九、九百四十六一、九百四十六二、九百四十六三、九百四十六四、九百四十六五、九百四十六六、九百四十六七、九百四十六八、九百四十六九、九百四十七一、九百四十七二、九百四十七三、九百四十七四、九百四十七五、九百四十七六、九百四十七七、九百四十七八、九百四十七九、九百四十八一、九百四十八二、九百四十八三、九百四十八四、九百四十八五、九百四十八六、九百四十八七、九百四十八八、九百四十八九、九百四十九一、九百四十九二、九百四十九三、九百四十九四、九百四十九五、九百四十九六、九百四十九七、九百四十九八、九百四十九九、九百五十	指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十四・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇						

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和四年十二月五日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字双柳八百七十八―一、八百七十八―三 埼玉県飯能市大字双柳八百七十八―四、八百七十八―五、八百七十八―六、八百七十八―七、八百七十八―八、八百七十八―十、八百七十八―十一、八百七十八―十二、八百七十八―十三、八百七十八―十四、八百七十八―十五、八百七十八―十六、八百八十四―二、八百八十四―三、八百八十四―四、八百八十五―五の各一部 埼玉県飯能市大字双柳八百七十八―四、八百七十八―五、八百七十八―六、八百七十八―七、八百七十八―八、八百七十八―十、八百七十八―十一、八百七十八―十二、八百七十八―十三、八百七十八―十四、八百七十八―十五、八百八十五―五の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十五・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和四年十二月五日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字双柳八百八十四―二、八百八十四―四、八百八十四―五、八百八十五―五、八百八十五―六の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百八十四―二、八百八十四―四、八百八十四―五、八百八十五―五、八百八十五―六の各先</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百九十三―十</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百九十三―一、八百九十三―六、八百九十三―九、八百九十四―二、八百九十四―四、八百九十四―十五、八百九十六―三、八百九十六―四、八百九十六―九、八百九十六―十、九百一―一、九百一―五、九百一―七、九百一―八、九百一―十、九百五―一、九百五―二、九百五―三の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百九十三―一六、八百九十四―二、八百九十四―四、八百九十四―十五、八百九十六―三、八百九十六―四、八百九十六―十、九百一―五の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	十八・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	九・〇

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和四年十二月五日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字双柳八百五十四―二十六、八百五十四―二十八、八百六十四、八百六十七、八百六十八、八百六十九―一、八百七十一―二、八百九十六―七の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百五十四―二十六、八百五十四―二十八、八百六十四、八百六十七、八百六十九―一、八百七十一―二の各先</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百九十六―一、八百九十六―四、八百九十六―五、八百九十六―六、八百九十六―七、八百九十六―十五の各一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>九十三・〇</p> <p>三十八・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>六・〇</p>

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和四年十二月五日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字岩沢百八十五―二、百八十五―三、百八十五―四、百八十五―五の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百五十四―八、八百五十四―十二、八百六十二―一の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字岩沢百八十五―四、百八十五―五の各先</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百五十四―八、八百五十四―十二、八百六十二―一の各先</p> <p>埼玉県飯能市大字岩沢二百一の一部</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百六十二―二の一部</p> <p>埼玉県飯能市大字岩沢二百一の先</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百六十二―二の先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	一八・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和四年十二月五日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字双柳八百六十五―一の一部 埼玉県飯能市大字双柳八百六十五―一の先</p> <p>埼玉県飯能市大字新光五十六―三、七十二―二、七十二―三、七十三―一、七十三―二、八十三―二の各一部 埼玉県飯能市大字新光五十六―三、七十二―二、七十二―三、七十三―一、七十三―二、八十三―二の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	九十・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	五・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年十二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年五月二十六日

指令川建セ第〇四〇〇四〇号

二 検査済証番号

令和四年十二月十四日

川建セ第〇四〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字成瀬字坂下三百二十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町越生東四丁目二番地五 エスポワールカーサ二〇二

浅野 武久

告 示

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年十二月十六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和四年十二月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告示

埼玉県選管告示第七十六号

令和四年十二月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年十二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、二六四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八七〇、四〇〇人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、七三八人
南第二区 川口市	一四七、六三一人
南第三区 さいたま市西区	二六、一九二人
南第四区 さいたま市北区	四一、七二七人
南第五区 さいたま市大宮区	三四、四一九人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、九五三人
南第七区 さいたま市中央区	二八、八〇〇人
南第八区 さいたま市桜区	二六、八七三人
南第九区 さいたま市浦和区	四五、九五七人
南第十区 さいたま市南区	五二、七五一人

南第十一区	さいたま市緑区	三五、六〇五人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、五九〇人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、〇九八人
南第十四区	桶川市	二一、一九八人
南第十五区	北本市	一九、〇三七人
南第十六区	鴻巣市	三三、四〇〇人
南第十七区	志木市	二一、〇四一人
南第十八区	新座市	四五、八五七人
南第十九区	蕨市	一九、九六二人
南第二十区	戸田市	三七、三七一人
南第二十一区	朝霞市	三九、三八七人
南第二十二区	和光市	二三、〇七八人
西第一区	所沢市	九七、二三二人
西第二区	入間市	四一、三二二人
西第三区	飯能市	二二、四五四人
西第四区	狭山市	四二、七四三人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇四九人
西第六区	富士見市	三一、三二九人
西第七区	川越市	九八、一五一人
西第八区	日高市	一五、四六二人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、七七六人
西第十区	坂戸市	二七、七九四人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七六一人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、一二五人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、七五八人
北第一区	秩父市	一七、〇一三人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	一〇、八一七人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、六一二人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五一、九四七人
北第五区	熊谷市	五四、五八七人
東第一区	行田市	二二、四七五人
東第二区	羽生市	一五、一〇一人
東第三区	加須市	三一、五二八人
東第四区	久喜市	四二、七二八人

東第五区 蓮田市
東第六区 白岡市・宮代町
東第七区 春日部市
東第八区 越谷市
東第九区 八潮市
東第十区 三郷市
東第十一区 幸手市・杉戸町
東第十二区 吉川市・松伏町

一七、五六五人
二四、三六四人
六六、一一九人
九五、六二一人
二五、二八二人
三八、九五八人
二六、八六〇人
二七、九二一人

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和四年十二月十六日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

令和4年度第2回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和3年度、令和4年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 32機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和4年8月22日～令和4年10月14日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 1件（1機関）

番号	部局	機関	概要
1	農林部	川越農林振興センター	令和4年度に締結した「令和4年度公用車修繕」について、契約金額が50万円以上であるにもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
総務部	川口県税事務所、越谷県税事務所
県民生活部	男女共同参画推進センター
環境部	環境科学国際センター
福祉部	東部中央福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、南児童相談所
保健医療部	春日部保健所、加須保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	春日部高等技術専門校
農林部	茶業研究所、さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、加須農林振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	越谷県土整備事務所、鉄道高架建設事務所
都市整備部	大宮公園事務所
企業局	水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所
教育委員会	浦和工業高等学校、川口工業高等学校、川越西高等学校、狭山清陵高等学校、松伏高等学校、三郷北高等学校、入間わかくさ高等特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和四年十二月十六日

埼玉県監査委員	小山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	小 川 真 一 郎
埼玉県監査委員	新 井 豪

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
総務部	管財課	令和4年10月7日 (第352号)	令和3年度に締結した「デジタルファクシミリ複合機プリントサー ビス等に係る単価契約」について、改めて調達手続きをすべきところ、 前契約の延長で対応したことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、次の取組によ り事務処理の適正化を図った。 1 財務に関するチェックシート (契約編) を活用し、調達や契約締結の 手続に誤りがないか決裁関係者が確認することにより、適正な事務処理 の執行を徹底した。 2 毎月の自己検査のチェック項目に、単価契約や長期継続契約の確認項 目を追加し、手続が適正に行われているか、複数の職員により確認を徹 底する体制を整えた。 3 財務事務の処理について疑義が生じた場合には、必ず関係課や出納総 務課に相談するよう全職員に周知徹底した。
都市整備部	営繕課	令和4年10月7日 (第352号)	令和3年度に締結した「新座防災基地改修工事設計業務」及び「中 央児童相談所会議室棟新築及び一時保護所棟等改修工事設計業務」に おける一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていな かったことは不適切であった。	再発防止のため、課内職員全員に経緯等を周知するとともに、次の取組 により事務処理の適正化を図った。 1 課で作成している事務処理マニュアルに手続方法を記載し、受注者に 対し承諾願の提出を指示するよう周知するとともに、承諾書書式をあら かじめ作成することにより、書面による再委託の承諾手続を徹底した。 2 検査時のチェックリストを作成し、手続に誤りがないことを、受注者・ 監督員・検査員の複数名で確認する体制を整えた。

教育委員会	高校教育指導課	令和4年10月7日 (第352号)	令和3年度に締結した「埼玉県教務事務システム令和4年度指導要録対応改修業務委託」について、執行予定額が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査結果及び経緯を所属内の全職員に周知するとともに、次の取組により事務処理の適正化を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者、経理員及び出納員が、出納総務課の財務研修資料を基に自主研修を実施し、契約事務に関する理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。 2 課内の実務担当者向けに作成している事務処理に関するマニュアルに、契約事務を含めた財務事務のヒヤリハット事例に関する項目を追加し、適切に財務事務を行うよう周知徹底した。 また、これまでは年度当初にマニュアルを配布し、各自で内容を確認することとしていたが、マニュアルを基に課内研修を実施する方法に改めることにより危機管理意識を高め、より適正な事務処理の執行を促した。 3 契約事務に関するチェックシートを活用するとともに、毎月の自己検査を徹底することにより、複数の目で契約に必要な手続に誤りや漏れがないか確認する体制を整えた。
-------	---------	----------------------	--	--

教育委員会	I C T 教育 推進課	令和4年10月7日 (第352号)	令和3年度に締結した「埼玉県立高等学校タブレット端末等賃貸借」について、入札額に消費税等額に相当する金額を上乗せした金額と異なる金額で契約したことは不適切であった。	<p>次の取組により不適切な契約金額を是正するとともに、再発防止に向け事務処理の適正化を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相手方と協議し、入札額に消費税等額に相当する金額を上乗せした額を契約額とした。 2 監査結果及び経緯を所属内の全職員に周知した上で、担当者、経理員及び出納員が、出納総務課の財務研修資料を基に自主研修を実施し、契約事務に関する理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。 3 契約事務に関するチェックシートを活用するとともに、毎月の自己検査のチェック項目に契約金額の確認に関する事項を追加することにより、複数の目で契約に必要な手続に誤りや漏れがないか確認を徹底する体制を整えた。 4 契約事務等の財務事務の処理に疑義等が生じた場合には、随時、出納総務課など関係部署に相談するよう所属内の全職員に周知徹底した。
-------	-----------------	----------------------	--	---